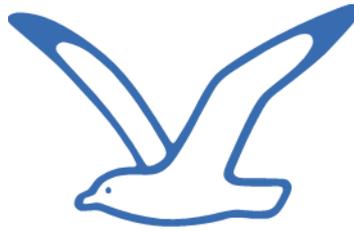




神奈川県

健康医療局生活衛生部生活衛生課

神奈川県水道水質管理計画



令和 8 年 3 月改定

(目標年度：令和 17 年度)

目次

1	基本方針	1
	(1) 計画の目的	
	(2) 目標年度	
2	水質検査	2
	(1) 水質検査体制	
	(2) 水質検査施設	
3	水質監視	4
	(1) 目的	
	(2) 水質監視地点・実施頻度	
	(3) 水質監視の実施主体	
	(4) 水質検査項目	
	(5) その他	
4	水質検査施設の精度管理及び技術向上に関する事項	5
	(1) 水質検査施設の信頼性確保	
	(2) 神奈川県を行う外部精度管理調査	
	(3) 県内で行う研修会	
5	連絡調整体制	6
	(1) 水質監視における連絡調整体制	
	(2) 神奈川県外部精度管理調査における連絡調整体制	
	(3) その他の連絡調整体制	

表 1 水道事業者等における水質検査の実施状況

表 2 神奈川県内の水質検査施設

表 3 水質監視地点及び実施頻度

図 1 水質監視地点の概略地図

表 4 水質監視項目

神奈川県水道水質管理計画

策定 平成 5 年 12 月
改定 平成 17 年 3 月
改定 平成 28 年 3 月
改定 令和 8 年 3 月

1 基本方針

(1) 計画の目的

この計画は、水道水質基準の改正、水質管理目標設定項目の見直し等に伴う検査項目の増加や検査方法の変更、検査技術の高度化等に対応して、神奈川県内の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が適正かつ計画的に水質検査を行うとともに、体系的・組織的に県内の主要な水源の水質を監視すること及び関係機関と緊密に連携することにより、県内の水道の安全を確保することを目的とする。

(2) 目標年度

目標年度は令和 17 年度（2035 年度）とするが、水道法、水道水質基準等関係法令の改正、水道事業者等を取り巻く社会情勢等、計画内容に係る諸条件の変化により、必要に応じて適宜見直すものとする。

2 水質検査

(1) 水質検査体制

令和7年度の水道事業者等における水質検査体制の現状は表1のとおりである。各事業者は、毎年度水質検査計画を策定し、これに基づき検査を実施している。

ア 国認可水道用水供給事業者・国認可上水道事業者

神奈川県内広域水道企業団、神奈川県企業庁、横浜市、川崎市及び横須賀市は、自らの水質検査施設を有し、水道水質基準及び水質管理目標設定項目の水質検査を実施している。危機管理対応時の水質検査等の対応について、他の水道事業者や専用水道設置者から要請があった場合は、必要に応じて支援を行う。

小田原市は自らの水質検査施設を有しているが、登録検査機関に検査を委託している。

三浦市、秦野市及び座間市は、水質検査施設を有していないため、登録検査機関に検査を委託している。

平成27年度より、神奈川県内広域水道企業団、神奈川県企業庁、横浜市、川崎市及び横須賀市は、当該5事業者で設立した広域水質管理センターにおいて、共通の水源の監視を実施している。

イ 県認可上水道事業者・簡易水道事業者

全ての事業者は、水質検査施設を有していないため、登録検査機関に検査委託している。

水質管理目標設定項目については、一部の事業者が実施している。

ウ 神奈川県健康医療局

水道事業者等の水質検査を補完し、県内の水道水質管理の向上に資するため、必要に応じて主要水源等におけるクリプトスポリジウム等の病原微生物、水質管理目標設定項目、要検討項目及び水道法未規制物質の調査その他を実施する。

(2) 水質検査施設

令和7年度における神奈川県内の水質検査施設は表2のとおりである。

ア 水道事業者等の水質検査施設

水道事業者等の水質検査施設については(1)のとおり国認可水道用水供給事業者、一部の国認可上水道事業者が水質検査施設を設置し、自ら水質検査を実施している。

イ 地方公共団体の検査機関

地方公共団体の検査機関のうち、神奈川県衛生研究所及び横浜市衛生研究所については、水道水質基準の他、水質管理目標設定項目等の高度な検査の実施が可能となっ

ている。

川崎市健康安全研究所、横須賀市健康安全科学センター、相模原市衛生研究所においては水道水質基準の一部の項目の検査の実施が可能となっている。

地方公共団体の検査機関に対する水道事業者等や専用水道設置者からの依頼検査数は少ない状況にある。

ウ 登録検査機関

登録検査機関においては水道水質基準の他、水質管理目標設定項目等の高度な水質検査に対応する機関も多い。

神奈川県内に検査施設を有する登録検査機関は9機関あり、神奈川県を検査区域とする県外の登録検査機関と併せて、水質検査施設を持たない水道事業者や専用水道設置者からの検査委託において主要な役割を果たしている。

3 水質監視

(1) 目的

神奈川県内の主要な水道水源について水質管理目標設定項目等に係る水質の監視を水道事業者等とともに体系的・組織的に実施し、将来の水道水質管理に反映させていくことを目的とする。

(2) 水質監視地点・実施頻度

水質監視地点（原水採水地点）及び実施頻度は表3のとおりとする。
なお、水質監視地点の概略地図を図1に示す。

(3) 水質監視の実施主体

ア 国認可水道用水供給事業者・国認可上水道事業者

国認可水道用水供給事業者及び国認可上水道事業者による水質監視は、各事業者が実施する。

イ 県認可上水道事業者・簡易水道事業者

県認可上水道事業者及び簡易水道事業者における水質監視は、県健康医療局が実施する。

なお、水道事業者が自主的な判断に基づいて水質管理目標設定項目等に係る検査を実施することを妨げるものではない。

(4) 水質検査項目

水質監視は原水で実施することを原則とするが、消毒副生成物については監視地点に係る浄水について給水栓で実施する。

なお、水質監視に係る検査項目等については表4のとおりとする。

(5) その他

県認可上水道事業者及び簡易水道事業者においては、監視地点、検査項目及び実施頻度の見直し等の必要が生じた場合は、県健康医療局生活衛生部生活衛生課と協議し決定する。

4 水質検査施設の精度管理及び技術向上に関する事項

(1) 水質検査施設の信頼性確保

水道事業者等の水質検査施設、地方公共団体の検査機関及び登録検査機関は、内部精度管理の実施、国または県等が実施する外部精度管理調査へ参加するとともに、技術研修会に参加する等、水質検査に関する技術向上に努める。

また、標準作業書の整備、妥当性評価ガイドラインに基づく妥当性評価の実施等に努める。

(2) 神奈川県を行う外部精度管理調査

県健康医療局は、「神奈川県外部精度管理調査実施要領」に基づき、水道事業者等、地方公共団体の検査機関、神奈川県内に検査施設を持つ登録検査機関、県外に検査施設を持ち本県を検査区域とする登録検査機関のうち、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長が必要と認めたものを対象に、外部精度管理調査を実施する。

(3) 神奈川県を行う研修会

県健康医療局は、水道事業者等、地方公共団体の検査機関、神奈川県内に検査施設を持つ登録検査機関、県外に検査施設を持ち本県を検査区域とする登録検査機関を対象に、神奈川県で実施した外部精度管理調査結果の講評及び水質検査技術に係る研修を毎年1回以上実施する。

5 連絡調整体制

(1) 水質監視における連絡調整体制

ア 国認可水道用水供給事業者・国認可上水道事業者

国認可水道用水供給事業者及び国認可上水道事業者による水質監視は、各事業者が必要に応じて登録検査機関等と連絡調整を行い実施する。

イ 県認可上水道事業者・簡易水道事業者

県健康医療局生活衛生部生活衛生課は本計画に基づき年度毎に水質監視実施計画を作成し、県認可上水道事業者・簡易水道事業者、県保健福祉事務所及びセンター、県衛生研究所に水質監視実施に関する連絡を行う。

県健康医療局生活衛生部生活衛生課は水質監視実施後、結果判明の都度、関係水道事業者に情報提供を行い、状況に応じて適正な浄水方法や水質検査の実施を指導する。

(2) 神奈川県外部精度管理調査における連絡調整体制

神奈川県外部精度管理調査の実施にあたり、「神奈川県外部精度管理調査委員会設置運営要領」に基づき精度管理委員会の設置をする。

委員会は、水道事業者等、地方公共団体の検査機関、神奈川県内に検査施設を持つ登録検査機関、県外に検査施設を持ち本県を検査区域とする登録検査機関と連絡調整を行い精度管理を実施する。

(3) その他の連絡調整体制

ア 表流水を水源として利用している水道事業者等は、水源の汚染を早期に発見し、水質汚染事故時に迅速な対応をとるために、関係行政機関及びその水系ごとの事業者間における連絡体制を明確にする。

イ 県健康医療局は、水道事業者等との緊急連絡先名簿の作成、必要に応じた意見交換などを行い、円滑な連絡調整体制の維持に努める。

表 1 水道事業者等における水質検査の実施状況

令和8年3月31日現在

区分	認可	水道事業者等	(色・濁り・毎日検査項目残留効果)	水質基準項目	水質管理目標設定項目 (農業類を除く)	水質管理目標設定項目 (農業類)	要検討項目	要検討農業類	その他農業類	原水の汚染の程度を表し 浄水処理等の工程管理のために 有用となる項目	クリプトスポリジウム等指標菌	クリプトスポリジウム等原虫	放射性セシウム	今後の方針
用水	国	神奈川県内 広域水道企業団	自己	自己	自己	自己	自己・ 委託	自己	自己	自己	自己	自己	自己	現状に同じ
上水	国・県	神奈川県企業庁	自己	自己	自己	自己	自己・ 委託	自己	自己	自己	自己	自己	自己・ 委託	現状に同じ
上水	国	横浜市	自己	自己	自己	自己	自己・ 委託	-	-	自己	自己	自己	委託	現状に同じ
上水	国	川崎市	自己	自己	自己	自己	自己・ 委託	自己	自己	自己	自己	自己	委託	現状に同じ
上水	国	横須賀市	自己	自己	自己	自己	自己・ 委託	自己	自己	自己	自己	自己	委託	現状に同じ
上水	国	小田原市	委託	委託	委託	委託	委託	-	-	委託	委託	委託	委託	現状に同じ
上水	国	三浦市	委託	委託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現状に同じ
上水	国	秦野市	自己	委託	委託	委託	委託	-	-	委託	委託	委託	委託	現状に同じ
上水	国	座間市	委託	委託	委託	委託	委託	-	-	-	委託	委託	委託	現状に同じ
上水	県	南足柄市	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現状に同じ
上水	県	中井町	委託	委託	-	委託	-	-	-	-	委託	-	委託	現状に同じ
上水	県	大井町	委託	委託	委託	委託	-	-	-	-	委託	委託	委託	現状に同じ
上水・簡水	県	松田町	委託	委託	-	-	-	-	-	-	委託	委託	委託	現状に同じ
上水・簡水	県	山北町	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現状に同じ
上水	県	開成町	委託	委託	委託	-	-	-	-	-	委託	委託	委託	現状に同じ
上水	県	箱根町	自己・ 委託	委託	委託	委託	-	-	-	-	委託	委託	委託	現状に同じ
上水	県	真鶴町	自己	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	委託	現状に同じ
上水	県	湯河原町	委託	委託	-	委託	-	-	-	-	委託	委託	委託	現状に同じ
上水	県	愛川町	委託	委託	委託	委託	-	-	-	-	委託	委託	委託	現状に同じ
簡水	県	相模原市	自己	委託	委託	委託	-	-	-	-	委託	委託	委託	現状に同じ
簡水	県	清川村	自己	委託	-	-	-	-	-	-	-	委託	委託	現状に同じ
簡水	県	宮下簡易水道組合 (湯河原町内)	自己	委託	-	-	-	-	-	-	委託	委託	委託	現状に同じ

注 「-」は検査の実施無し

表 2 神奈川県内の水質検査施設

令和8年3月31日現在

区分	名称	所在地	
水道事業者等の水質検査施設	神奈川県内 広域水道企業団	広域水質管理センター	海老名市社家6-25-1
		飯泉取水管理事務所	小田原市飯泉884
		伊勢原浄水場	伊勢原市日向1297
		相模原浄水場	相模原市南区下溝2714
		西長沢浄水場	川崎市宮前区潮見台4-1
		綾瀬浄水場	綾瀬市吉岡887
	神奈川県企業庁企業局	水道水質センター	高座郡寒川町宮山4058
		寒川浄水場	高座郡寒川町宮山4271
		谷ヶ原浄水場	相模原市緑区谷ヶ原2-6-1
	横浜市水道局	水質課	横浜市保土ヶ谷区川島町522
		西谷浄水場	横浜市保土ヶ谷区川島町522
		川井浄水場	横浜市旭区上川井町2555
		小雀浄水場	横浜市戸塚区小雀町2470
	川崎市上下水道局	水管理センター	川崎市多摩区三田5-1-1
		長沢浄水場	川崎市多摩区三田5-1-1
	横須賀市上下水道局	逸見総合管理センター	横須賀市西逸見町2-10
		有馬浄水場	海老名市中河内1767
	小田原市水道局	高田浄水場	小田原市高田401
	地方公共団体の検査機関	神奈川県衛生研究所	茅ヶ崎市下町屋1-3-1
		神奈川県衛生研究所 小田原分室	小田原市荻窪350-1
横浜市衛生研究所		横浜市金沢区富岡東2-7-1	
川崎市健康安全研究所		川崎市川崎区殿町3-25-13	
横須賀市健康安全科学センター		横須賀市日の出町2-14	
相模原市衛生研究所		相模原市中央区富士見1-3-41	
神奈川県内に検査施設を有する登録検査機関	一般財団法人 北里環境科学センター	相模原市南区北里1-15-1	
	株式会社 江東微生物研究所	相模原市南区東林間6-1-24	
	株式会社 ダイワ	平塚市東豊田369	
	クリタ分析センター株式会社	厚木市森の里若宮7-1	
	株式会社 総合環境分析	横浜市緑区鴨居1-13-2	
	ユーロフィン太平環境株式会社	横浜市磯子区西町14-11	
	株式会社 静環検査センター	大和市中央林間西3-9-10	
	株式会社 ショウエイ	川崎市幸区新川崎2-6	
	株式会社 保健科学研究所	横浜市都筑区早淵2-2-1	

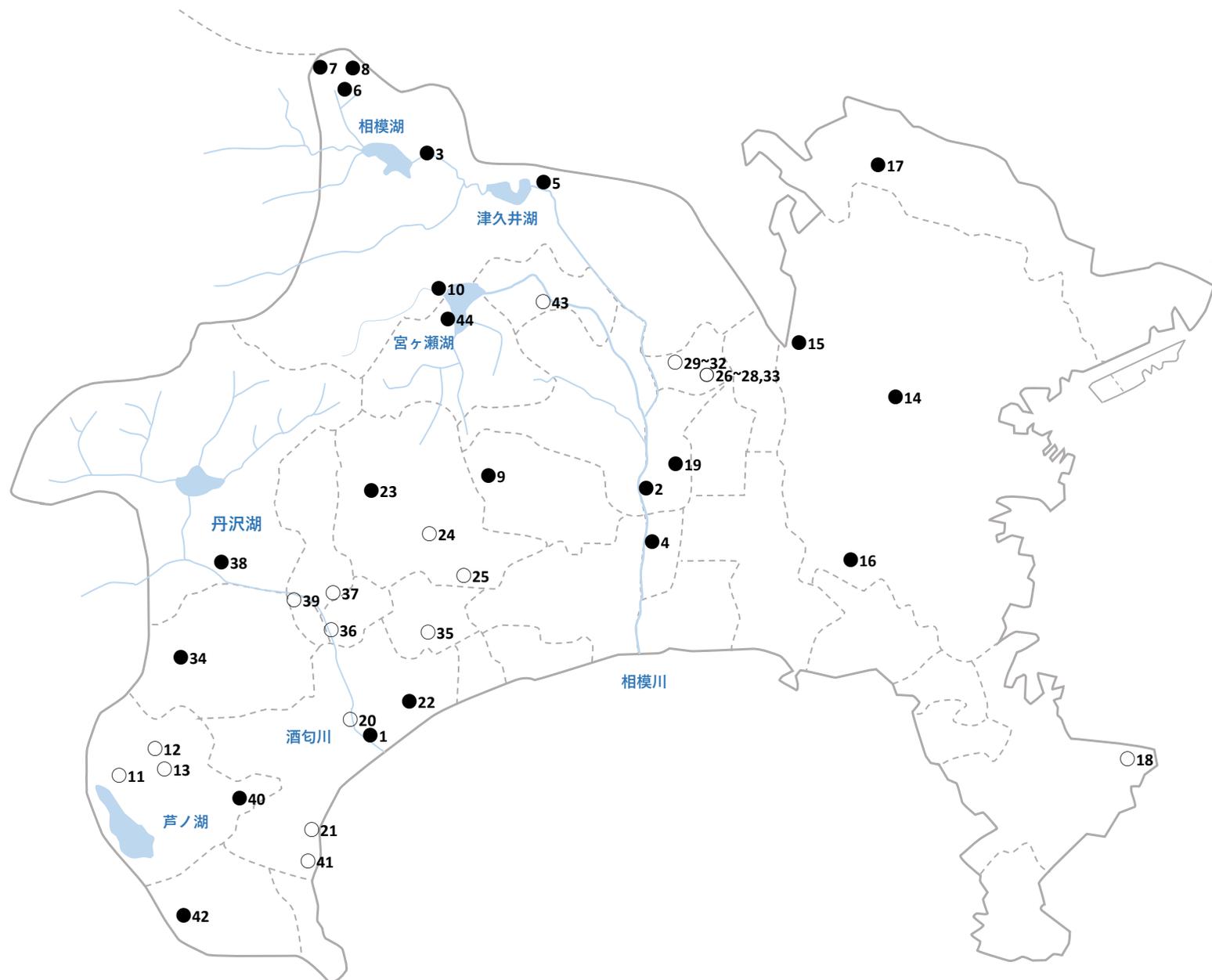
注 「神奈川県を検査区域とする県外の登録検査機関」については環境省HP「水質検査機関登録簿」を参照のこと

表3 水質監視地点及び実施頻度

令和8年3月31日現在

水道事業者等	水源名 (種類)	原水の採水地点名 (所在地)	地図番号	浄水施設名 (浄水方法)	浄水の採水地点名 (所在地)	実施頻度	水質監視実施者
神奈川県内 広域水道企業団	酒匂川(飯泉取水堰) (表流水)	飯泉取水管理事務所 導水管 (小田原市飯泉)	● 1	西長沢浄水場 など (急速ろ過)	末吉給水地点 など (横浜市鶴見区上末吉)	4回/年	神奈川県内 広域水道企業団
	相模川(相模大堰) (表流水)	社家取水管理事務所 吸水井 (海老名市社家)	● 2	綾瀬浄水場 (急速ろ過)	大田和調整池 など (横須賀市平作)		
	相模湖(沼本取水口) (ダム放流水)	弁天橋(沼本調整池) (相模原市緑区若柳)	● 3	西長沢浄水場 (急速ろ過)	末吉給水地点 など (横浜市鶴見区上末吉)		
神奈川県 企業庁企業局	相模川(寒川取水堰) (表流水)	寒川共同沈砂池 (寒川町宮山)	● 4	寒川浄水場 (急速ろ過)	鎌倉市内給水栓 など (鎌倉市津)	4回/年	神奈川県 企業庁企業局
	相模湖(沼本取水口) (ダム放流水)	津久井分水池 (相模原市緑区谷ヶ原)	● 5	谷ヶ原浄水場 (急速ろ過)	相模原市内給水栓 (相模原市緑区日連)		
	析谷川 (表流水)	落合浄水場 着水井 (相模原市緑区澤井)	● 6	落合浄水場 (膜ろ過)	相模原市内給水栓 (相模原市緑区名倉)		
	佐野川 (表流水)	鎌沢浄水場 取水口 (相模原市緑区佐野川)	● 7	鎌沢浄水場 (膜ろ過)	相模原市内給水栓 (相模原市緑区小淵)	1回/年	
	沢井川 (表流水)	和田浄水場 膜ろ過棟内 (相模原市緑区佐野川)	● 8	和田浄水場 (膜ろ過)	相模原市内給水栓 (相模原市緑区佐野川)		
	大山川 (表流水)	大山浄水場 着水井 (伊勢原市大山)	● 9	大山浄水場 (膜ろ過)	伊勢原市内給水栓 (伊勢原市大山)		
	早戸川 (伏流水)	鳥屋浄水場 着水井 (相模原市緑区鳥屋)	● 10	鳥屋浄水場 (急速ろ過)	相模原市内給水栓 (相模原市緑区長竹)		
	イタリ一浄水場 集合井 (湧水)	イタリ一浄水場 集合井 (箱根町仙石原)	○ 11	イタリ一浄水場 (膜ろ過)	イタリ一浄水場 (箱根町元箱根)		
	品ノ木浄水場 集水井 (湧水)	品ノ木浄水場 集水井 (箱根町仙石原)	○ 12	品ノ木浄水場 (膜ろ過)	品ノ木浄水場 (箱根町仙石原)		
	水土野水源 (湧水)	水土野水源 (箱根町仙石原)	○ 13	水土野水源 (紫外線)	水土野水源 (箱根町宮城野)		
横浜市	相模湖(沼本取水口) (ダム放流水)	西谷浄水場 着水井 (横浜市保土ヶ谷区川島町)	● 14	西谷浄水場 (急速ろ過)	西谷浄水場 2号配水池 (横浜市保土ヶ谷区川島町)	4回/年	横浜市
	道志川(鮑子取水堰) (表流水)	川井浄水場 膜処理施設流入前 (横浜市旭区上川井町)	● 15	川井浄水場 (膜ろ過)	川井浄水場 5号配水池 (横浜市旭区上川井町)		
	相模川(寒川取水堰) (表流水)	小雀浄水場 揚水井 (横浜市戸塚区小雀町)	● 16	小雀浄水場 (急速ろ過)	小雀浄水場 2号配水池 (横浜市戸塚区小雀町)		
川崎市	相模湖(沼本取水口) (ダム放流水)	長沢浄水場 着水井 (川崎市多摩区三田)	● 17	長沢浄水場 (急速ろ過)	野川第5公園 (川崎市高津区東野川)	4回/年	川崎市
横須賀市	走水系 (湧水)	走水水源池 (横須賀市走水)	○ 18	走水水源池 (膜ろ過)	走水水源池 ろ過設備出口 (横須賀市走水)	4回/年	横須賀市
	相模川(相模大堰) (表流水)	有馬浄水場 着水井 (海老名市中河内)	● 19	有馬浄水場 (急速ろ過)	有馬浄水場 調整池 (海老名市中河内)		
小田原市	第二水源池 (深井戸)	第二水源調整池 (小田原市蓮正寺)	○ 20	第二水源池 (消毒のみ)	小田原市魚市場 (小田原市早川)	1回/年	小田原市
	根府川第二水源池 (湧水)	根府川第二水源池 (小田原市根府川)	○ 21	根府川第二浄水場 (膜ろ過)	根府川ヒルトン寮 (小田原市根府川)		
	酒匂川(飯泉取水堰) (表流水)	高田浄水場 (小田原市高田)	● 22	高田浄水場 (急速ろ過)	国府津公園 (小田原市国府津)		
秦野市	水無川 (表流水)	堀山下浄水場 着水井 (秦野市堀山下)	● 23	堀山下浄水場 (急速ろ過)	堀の郷正八幡宮 (秦野市堀山下)	1回/年	秦野市
	本町第10取水場 (深井戸)	本町第10取水場 (秦野市曾屋)	○ 24	六間配水場 (消毒のみ)	きたばら児童遊園地 (秦野市曾屋)		
	尾尻端取水場 (深井戸)	尾尻端取水場 (秦野市上大槻)	○ 25	八幡山配水場 (消毒のみ)	今泉名水桜公園 (秦野市今泉)		
座間市	第1水源 (浅井戸)	第1水源 (座間市栗原中央)	○ 26	第1配水場 (消毒のみ)	第1配水場 など (座間市入谷東)	1回/年	座間市
	第2水源 (浅井戸)	第2水源 (座間市栗原)	○ 27	第2配水場 (消毒のみ)	第2配水場 (座間市栗原)		
	第3水源 (浅井戸)	第3水源 (座間市栗原)	○ 28	相模が丘配水場 (消毒のみ)	相模が丘配水場 (座間市相模が丘)		
	深井戸1号井 (深井戸)	深井戸1号井 (座間市座間)	○ 29	第1配水場 (消毒のみ)	第1配水場 (座間市入谷東)		
	深井戸3号井 (深井戸)	深井戸3号井 (座間市新田宿)	○ 30				
	深井戸4号井 (深井戸)	深井戸4号井 (座間市座間)	○ 31				
	深井戸5号井 (深井戸)	深井戸5号井 (座間市座間)	○ 32				
深井戸7号井 (深井戸)	深井戸7号井 (座間市栗原)	○ 33	相模が丘配水場 (消毒のみ)	相模が丘配水場 (座間市相模が丘)			
南足柄市	酒匂川水系 狩川 (表流水)	第2水源 (南足柄市矢倉沢(川入))	● 34	矢倉沢浄水場 (急速ろ過)	要定川ふれあい公園 (南足柄市和田河原)	1回/年	神奈川県 健康医療局
中井町	第3水源 (深井戸)	第3水源 (中井町藤沢)	○ 35	久所浄水場 (消毒のみ)	農村環境改善センター (中井町比奈窪)		
大井町	第7水源 (深井戸)	第7水源 (大井町金手)	○ 36	第2浄水場 (消毒のみ)	富士見塚公衆トイレ (大井町篠窪)		
松田町	宮下水源(宮下1号井) (深井戸)	宮下水源(宮下1号井) (松田町松田惣領)	○ 37	宮下水源 (消毒のみ)	宮下公園 (松田町松田惣領)		
山北町	皆瀬川 (伏流水)	皆瀬川浄水場 (山北町山北)	● 38	皆瀬川浄水場 (急速ろ過)	前耕地浄水場 (山北町向原)		
開成町	第1水源 (深井戸)	第1水源 (開成町金井島)	○ 39	高台第1浄水場 (消毒のみ)	消防第二分団 (開成町延沢)		
箱根町	天狗沢 (表流水)	葛原浄水場 (箱根町湯本茶屋 外)	● 40	葛原浄水場 (急速ろ過)	湯本茶屋浄水場 (箱根町湯本茶屋 外)		
真鶴町	江之浦第1水源 (湧水)	江之浦第1水源 (小田原市江之浦松崎)	○ 41	大猿山浄水場 (消毒のみ)	岩監視所 (真鶴町岩)		
湯河原町	千歳川 アケジ沢水源 (表流水)	広河原浄水場 (湯河原町宮上)	● 42	広河原浄水場 (急速ろ過)	広河原浄水場 (湯河原町宮上)		
愛川町	戸倉第4水源 (浅井戸)	戸倉第4水源 取水井 (愛川町角田)	○ 43	戸倉浄水場 (紫外線)	田代マンホールポンプ場 (愛川町田代)		
清川村	相模川水系 中津川 (伏流水)	宮ヶ瀬浄水場 着水井 (清川村宮ヶ瀬)	● 44	宮ヶ瀬浄水場 (急速ろ過)	宮ヶ瀬浄水場 浄水池 (清川村宮ヶ瀬)		

図1 水質監視地点の概略地図



注 ●は、水源が表流水・伏流水・ダム放流水の水質監視地点を、
○は、水源が井戸水（深井戸・浅井戸）・湧水の水質監視地点を示す。

表4 水質監視項目

検体の種類	水源の種類	検査項目		
		水質管理目標設定項目※1	原水における水質基準項目※2	その他
原水	表流水 伏流水 ダム放流水	全項目	全項目 (消毒副生成物※4、味を除く)	原水の汚染の程度を表し浄水処理等の工程管理のために有用となる項目※6 要検討項目※7のうち 水道事業者等が必要と認め、測定する項目
	井戸水 湧水	(消毒及び消毒副生成物に関する項目※3を除く) (農業については、水源の周囲の状況、検査体制等により対象項目のうち一部を省略可)	全項目 (消毒副生成物※4、味を除く) (明らかに藻類の発生のおそれがない水源に関しては、臭気に関する項目※5を除く)	
浄水		消毒及び消毒副生成物に関する項目※3 (消毒の目的で二酸化塩素を使用する場合を除いて、亜塩素酸、二酸化塩素については省略可)		

※1 平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」別添1に掲げる項目

※2 水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に掲げる項目

※3 水質管理目標設定項目のうち亜塩素酸、二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、臭気強度

※4 水質基準項目のうち塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド

※5 水質基準項目のうちジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

※6 平成4年12月21日付け衛水第270号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」別表第3に掲げる項目

※7 平成4年12月21日付け衛水第270号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」別表第4に掲げる項目